

高知くらしの護身術

40

デート商法など

若者がターゲット

(2007年1月10日掲載原稿)

今回は、若者を狙う手口を紹介します。

デート商法

出会い系で知り合った女性から「会えないかな？」とのメールが届いた。了承すると「私の会社でイベントやっているのよ一緒に行きましょう」と誘われ、「これ私がデザインしたが！あなたに絶対似合うと思うわ。

月1万円のクレジットなら払えるでしょう」と誘われ「ちょっと高すぎるけど彼女に嫌われたくないし」と契約後、やっぱり払えないから解約しようと思ったのに連絡が取れないよ～。

このように恋愛感情を巧みに利用し、契約へと誘導される。その他電話や街角で「当選した」「旅行券が当たった」といって誘い出す手口もあります。マルチ商法「ネットワークビジネスに興味ない？友人誘って入会させて、商品じゃんじゃん売って月〇〇万円くらい儲かるのよ。あなたもやってみない？」と成功話に踊らされ、商品もどっさり買い込んだし、じゃんじゃん売るぞ！とやる気満々。ところが、商品全然売れないし、誰も連絡くれなくなり商品買うのに借金してしまった。もうけどころか、元も取れず、売れ残りの商品や借金を抱えることに・・・

訪問販売

「お届け物です」などと言って自宅に来てドアを開けると布団の勧誘。長時間の勧誘に根負けして高額な契約をしてしまった。

このほかインターネットショッピングで振り込んでから1ヶ月経つのに音沙汰なしなど。

デート商法・マルチ商法・訪問販売はクーリング・オフできる場合があります。ネットショッピングは、クーリングオフできませんのでじっくり考えてから契約を！